
田んぼの保全管理や畦畔草刈などでお困りの方

(公財)善通寺市農地管理公社へご相談ください



高齢や病気などで、農業が続けれないので…

田んぼの保全管理作業を頼みたいが…
適当な人がおらん…。

有料ですが、年間を通した保全管理作業を引受けます。



田んぼを定期的に巡回し、適宜(年間3～4回)
トラクターによる保全管理作業等を行います。

◆多少荒れた田んぼも、ご相談ください◆

<お問い合わせ先>

公益財団法人善通寺市農地管理公社

Tel 0877-63-6344

令和6年度保全管理・畦畔草刈作業料金表

1 保全管理作業料（1回当たり）

(1) 作業面積 10a 当たりの基準料金

内 容	基準料金
トラクターによる耕起作業	10,000円
荒廃草処理機(トラクター付)による作業	10,000円

(2) 作業面積 7a 未満の割増料金

一律 1,000円

- (注) 1. 作業が著しく困難な場合及び登記面積と現状形態が異なる場合は、50%の範囲内で割増料金を設定することが出来る。
2. 必要に応じて定額の別途料金を設定することが出来る。

2 畦畔草刈作業料（1メートル当り1回）

幅 高さ	1m未満	1m以上2m未満	2m以上
1m未満	40円	80円	120円
1m以上2m未満	80円	160円	240円
2m以上4m未満	120円	240円	360円

- (注) 1. 農地の保全管理の一環としての畦畔草刈作業であり、原則として畦畔草刈作業のみは引き受けない。ただし、委託者の管理にかかる農道や管理道は協議による。

3 料金表の取扱い

作業料金表については、諸経費等が高騰していることから、期中で改定する場合があります。